

平成30年度
入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成30年3月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続について、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が明らかとなったことから、これまでの全庁的なコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという PDCA サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

平成 29 年度アクションプランの取組みについて、平成 29 年 10 月 1 日時点の取組状況を検証したところ、取組みはおおむね順調であったが、昨年度実施済みとなっていた項目において未実施となっている所属があり、継続できていない状況が見受けられた。原因としては、所属及び職員がアクションプランの取組みの趣旨をしっかりと理解していなかったことが原因と考えられる。なお、これらの項目は、平成 29 年 12 月末ですべて実施済みとなったところである。

入札契約事務にかかるコンプライアンス意識を恒久的に確保していくためには、各所属の取組みの実施状況や実態について、定期的に調査・把握・検証を行い、本取組みの趣旨を徹底することで、各所属において取組みを遺漏なく実施し続けていくことが重要である。

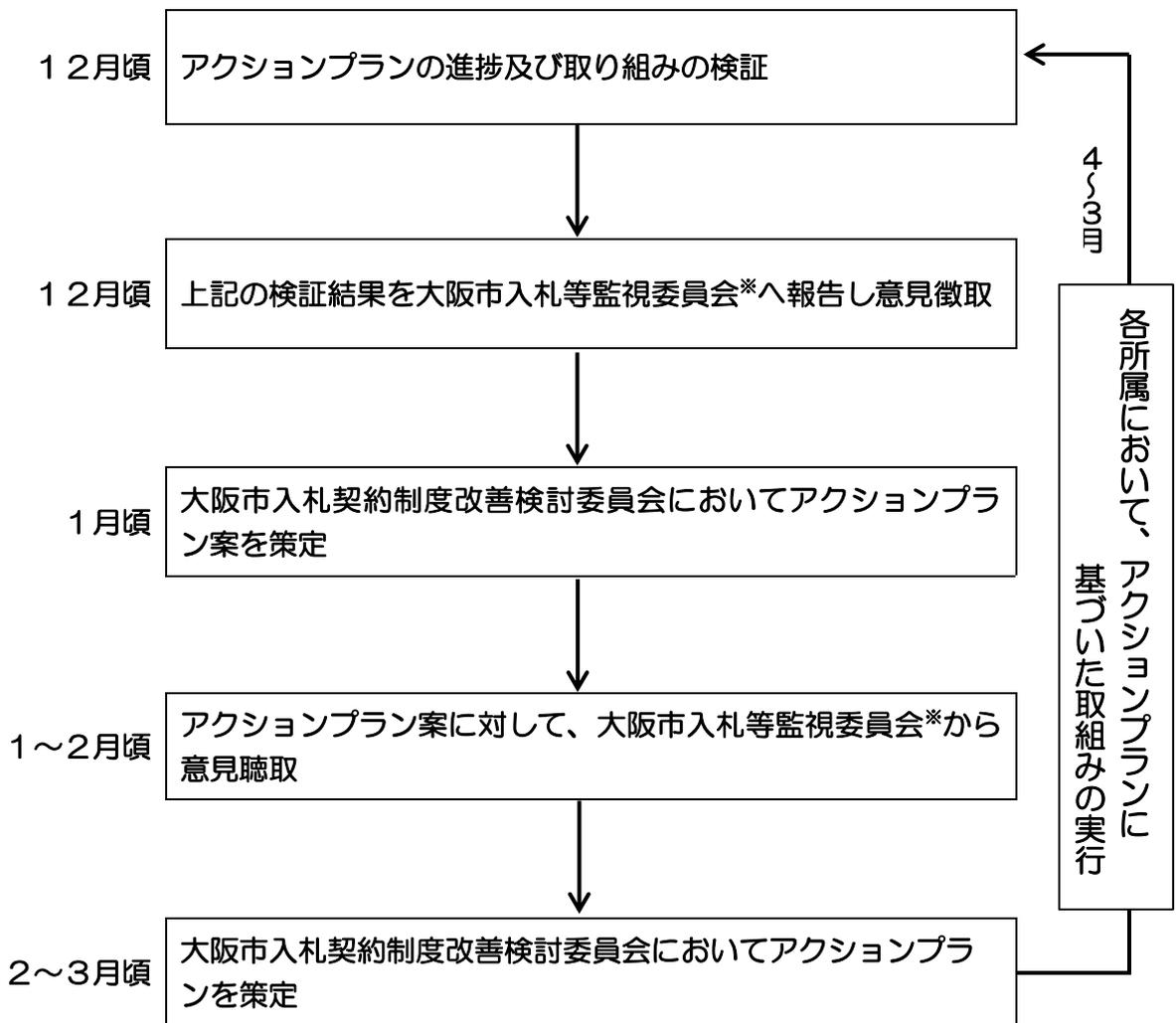
このような認識のもと、本委員会は今回の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、平成 30 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプランを策定したものである。

各所属並びに関係職員においては、この取組みが風化、形骸化しないよう、入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの趣旨とその内容を十分に理解した上で、コンプライアンスの取組みの継続的な実施を徹底していただくようお願いする。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



※ 大阪市入札等監視委員会においては、専門委員も加えて調査審議を行う。

【所属一覧】

区	局・室
北区役所	副首都推進局
都島区役所	市政改革室
福島区役所	I C T戦略室
此花区役所	人事室
中央区役所	都市交通局
西区役所	政策企画室
港区役所	危機管理室
大正区役所	経済戦略局
天王寺区役所	中央卸売市場
浪速区役所	総務局
西淀川区役所	市民局
淀川区役所	財政局
東淀川区役所	契約管財局
東成区役所	都市計画局
生野区役所	福祉局
旭区役所	健康局
城東区役所	こども青少年局
鶴見区役所	環境局
阿倍野区役所	都市整備局
住之江区役所	建設局
住吉区役所	港湾局
東住吉区役所	会計室
平野区役所	消防局
西成区役所	水道局
	教育委員会事務局
	行政委員会事務局
	市会事務局

※ は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

○平成 30 年度の具体取組み（平成 25 年度からの継続分を含む）

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

取組内容		取組所属
① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏洩防止）		
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守及び改正 ・情報管理強化の継続検討	委員会構成局 ※改正・作成については、契約管財局	
② 不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属	
③ 予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管		
【取組事項】 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守及び改正	全所属 ※改正・作成については、契約管財局	
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等への周知ポスターの掲示	全所属	
⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など		
【取組事項】 ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 （参考） 外部有識者による審査原則の徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）	全所属	

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容		取組所属
① 外部者（市元職員を含む。）の執務室内立入禁止の徹底		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
② 録音録画装置の設置・運用		
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「録音録画装置設置運用要綱」等の遵守	委員会構成局	
③ 不当圧力対応の記録の義務化		
【取組事項】 ・「要望等記録制度」（政策企画室作成）の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」（政策企画室作成）の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」（総務局作成）の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
④ 発注者網紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
⑤ 再就職者による働きかけの禁止の周知 ※職員の退職管理に関する条例第3条第2～4項、地方公務員法第38条の2第7項		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	
⑥ 職場における関係業者等との対応のルール遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）		
【取組事項】 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
⑦ 不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	

3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員に対して、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適正な事務手続きが遂行されることとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的として、入札契約事務コンプライアンス研修を実施する。

実務者研修については、契約事務の実務者を対象に基礎的内容をはじめ、事例を紹介するなどの実務に即したテーマ別研修を実施し、研修の充実を図る。

また、平成 29 年度に「公正契約職務執行マニュアル」の改正を行ったことから、管理監督者である課長級職員については、昨年度に引き続きコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。

さらに、長期在職者に対して、コンプライアンス研修の受講を促すとともに、契約事務研修未受講者には、重点的に受講を促すなど、幅広く受講者を募っていく。

なお、新たに就任する所属長に対しても、コンプライアンスの取組みについて周知を行うなど、組織全体へのコンプライアンス意識の醸成と浸透を図っていく。

平成 30 年度実施分（予定）

①契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
平成 30 年 5 月～6 月	課長級職員	契約事務・コンプライアンス
平成 30 年 6 月～7 月	契約業務の初任者・実務者	契約事務・コンプライアンス (基礎的内容)
平成 30 年 8 月～9 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 30 年 9 月～12 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス (テーマ別)
平成 30 年 11 月	契約業務の実務者 長期在籍職員等	コンプライアンス
随時	全職員	e-ラーニング研修（契約事務・ コンプライアンス）

②その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣するもの】

各所属からの要望に応じて実施

開催時期	対象者	実施内容
実施所属と調整	実施所属の職員	契約事務・コンプライアンス・ その他各所属からの要望に応じた内容

(参考) 平成 29 年度実績

①契約管財局実施の研修【職段階別研修】

開催時期	対象者	実施内容
平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	全職員	e ラーニング研修 (コンプライアンス)
平成 29 年 6 月 1 日	所属長	契約事務・コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 29 年 6 月 19 日 平成 29 年 6 月 20 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 29 年 7 月 11 日	課長級職員	コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 29 年 9 月 26 日 平成 29 年 9 月 27 日	監督職員 (工事)	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)
平成 29 年 12 月 5 日 平成 29 年 12 月 6 日	契約業務の実務者	契約事務 (テーマ別)
平成 29 年 12 月 21 日	契約業務の実務者 長期在籍職員等	契約事務・コンプライアンス (外部講師…公正取引委員会担当官)

②その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣したもの】

開催時期	対象者	実施内容
平成 29 年 8 月 21 日 平成 29 年 8 月 22 日	建設局職員 (課長級以上)	決裁権者の職責と着眼点、過去の不適 正事例の紹介と法令遵守

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容	取組所属
① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施 <li style="padding-left: 20px;">関係職員・業者に対する事情聴取 <li style="padding-left: 20px;">不自然な入札（疑義案件）の調査 <li style="padding-left: 20px;">各所属の対応について契約管財局に報告（情報を集約） <li style="padding-left: 20px;">契約管財局を窓口として公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など ・談合防止について事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
② 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会における審議 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など 	契約管財局
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき実施 ・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施 ・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
④ 大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最低賃金に係る情報の提供に関する取扱い」に基づき実施 	全所属

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視		
	【取組事項】 ・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申	契約管財局
② 設計情報に関する公開の推進		
	【取組事項】 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
	【取組事項】 電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組みなど	契約管財局

IV その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		
【取組事項】 ・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	
② 政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		
【取組事項】 随時情報収集	契約管財局	
③ 定期的な人事異動の実施		
【取組事項】※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のため、業者等の利害関係者と接点のある職場について、定期的な人事異動を実施 ※異動先が限定される専門的職種等、定期的な人事異動が困難な所属については、長期在籍職員に対して研修受講への促進等を行い、研修を通じてコンプライアンス意識を徹底	全所属	
④ 組織力のアップ ※人員の確保，優秀な人材の育成，経験者・優秀な人材の起用		
【取組事項】 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	
⑤ 相談対応の機能強化		
【取組事項】 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR，制度改善，課題解消事案の情報発信）	契約管財局	

〇おわりに

大阪市職員基本条例は、職員に対して、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。また、大阪市職員倫理規則では、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

このため、入札契約事務にかかるコンプライアンス意識の徹底を図るべく、平成 27 年度よりアクションプランを策定し、以降毎年度、取組みの実施状況や実態について検証を行い、コンプライアンス意識の向上に努め、不祥事の再発防止に取り組んできた。

職員のコンプライアンス意識の徹底のためには、条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけでなく、一人ひとりの職員がその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが必要である。

平成 29 年度のアクションプランの取組みについてはおおむね順調であったものの、その結果に気を緩めることなく、むしろチェックが形骸化していないか、といった厳しい視点で自らを振り返るなど、コンプライアンス意識の維持・向上に努めていくことが重要である。

また、事業者の談合に対する対応としては、外部からの情報によるものだけでなく、職員自らが入札結果に不自然な状況等が見受けられないかといった視点で分析し、談合が疑われる場合は調査等を行っていく必要がある。

さらに、営利企業などへ再就職した元市職員による働きかけについては、平成 28 年 4 月より改正施行された地方公務員法でも禁止・罰則が設けられ、市民の目はより厳しいものとなっていることを認識し、働きかけ（地方公務員法第 38 条の 2、職員の退職管理に関する条例第 3 条）に応じないことはもちろんのこと、営利企業などへ再就職した元市職員に対しては適切に対応しなくてはならない。

職場における不祥事を防止するためには、組織として、不正を許さない・見逃さない、という意識を持つとともに、職員一人ひとりが勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。

特に、所属長をはじめとする管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不正を防止すべく、適正な事務執行が確保できる体制づくりに取り組み、常日頃から部下職員の行動に対しても不適切な行動がないか等について目配りし、不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

本委員会としては、収賄事件をはじめとする不祥事が二度と繰り返されることがないように、本アクションプランの取組みを引き続き徹底するとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。